

青森公立大学教員住宅使用規程

平成21年4月1日

規程第133号

改正 平成23年 3月規程第 16号
平成25年 9月規程第 4号
平成27年 6月規程第 27号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学長公舎及び教員宿舎（以下「教員住宅」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、「教員職員」とは、青森公立大学の学長、教授、准教授又は講師の身分を有する者をいう。

2 この規程において「教員住宅」とは、教員職員を居住させるため公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

3 教員住宅の設置は、建設、購入、交換、寄附、転用又は借受の方法により行うものとする。

(使用者)

第3条 学長公舎は学長の身分を有する者に、教員宿舎には教員職員の身分を有する者に対し使用させる。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用の申請)

第4条 教員住宅を使用しようとする者は、教員住宅使用申請書（様式第1号）を理事長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 理事長は、教員住宅の使用を許可した場合は、教員住宅使用許可書（様式第2号）により通知するものとする。

(入居料)

第5条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる入居料を納付しなければならない。

区 分		入居料（月額）
学 長 公 舎		58,000円
教 員 宿 舎	単身用	26,000円
	世帯用（障害者用住宅を含む。）	36,750円

2 民間借上住宅使用者は、当該民間借上住宅家賃から大学補助分を控除した額を月額入居料とする。ここで規定する大学補助分とは、公立大学法人青森公立大学職員給与規程第12条に規定する当該民間借上住宅家賃に相当する住居手当支給額に

当該民間借上家賃の15パーセントを加算した額とする。また、家賃の他、管理費・共益費・駐車場代等がある場合は、当該民間借上住宅家賃から大学補助分を控除した額に実費分を加算する。

3 月の途中において入居し、又は退去した場合におけるその月分の入居料の額については、日割計算により算出した額とする。

4 入居料は、毎月所定の納付書により納入するものとする。ただし、労使協定（就業規則第4条第1項に規定する労使協定をいう。）により、入居料について給与等から控除することができるものとして定められたときは、この限りでない。

（使用者の義務）

第6条 教員住宅に入居する際の電気、ガス及び上下水道に係る手続については、原則として使用者が行うものとする。

2 使用者は、教員住宅の共有部分の蛍光灯等の消耗その他の破損を確認した場合は、理事長に報告するものとする。

3 使用者は、廊下、中庭、教員住宅の周辺道路その他の教員住宅の共有部分の清掃及び美化に努めるものとする。

4 使用者は、使用上の不注意により備付けの備品を破損した場合は、使用者の負担で修繕する。

5 教員住宅内の消耗品の破損等による交換及び修理は、使用者の負担で行うものとする。

6 教員住宅の屋根の雪下ろし並びに駐車場及び生活用道路の除排雪は、使用者が行うこととする。

7 使用者は、1箇月以上当該使用者の教員住宅を使用しないときは、教員住宅長期外泊報告書（様式第3号）により理事長に報告するものとする。

（使用者の負担事項）

第7条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び上下水道の使用料

(2) 教員住宅の破損修理費用で軽微なものその他管理に要する軽微な費用

2 前項に規定する軽微な費用とは、概ね次のものをいう。

(1) 畳表、畳床、障子、襖又はガラスの破損に係る費用

(2) 水洗便所の故障の修理に係る費用で自己の責めに帰するもの

(3) 水栓、電気のスイッチ、ドアの取手その他小規模な修理に係る費用

（使用許可の取消し）

第8条 理事長は、使用者が第6条各項の規定に従わない場合は、使用許可の取消しをすることができる。

（教員住宅の返還）

第9条 使用者は、退職その他の事由により退去する場合は、2週間前までに教員住

宅退去届（様式第4号）を理事長に提出し、原状に回復して明け渡さなければならない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、教員住宅の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成21年青森公立大学規程第2号）による廃止前の青森公立大学教員住宅使用規程（平成13年青森公立大学規程第3号。以下「旧規程」という。）の規定に基づきなされた申請、許可、処分その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成23年規程第16号）

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第27号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の前日より使用している改正後の青森公立大学教員住宅使用規程第3条に規定する身分を有しない者については、平成28年3月31日まで使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

所 属
職氏名 _____ 印

教 員 住 宅 使 用 申 請 書

下記のとおり教員住宅を使用したいので許可願います。

記

1	教員住宅の番号					
2	使用理由					
3	入居年月日					
4	イ	所在				
	ロ	構造、面積				
	ハ	自家又は借家の別				
	ニ	賃借の条件				
在 の 居 住 状 況	ホ	氏 名	生年月日	本人との 続柄	職業又は 勤務先	備 考

※教員住宅に同居する家族がいる場合は、備考欄にその旨を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

教 員 住 宅 使 用 許 可 書

年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

下記の教員住宅の使用を許可します。

記

1 教員住宅の番号	
2 教員住宅の住所	
3 入居年月日	

留意事項

使用者の義務（第6条関係）

- 1 教員住宅に入居する際の電気、ガス及び上下水道に係る手続については、原則として使用者が行うものとする。
- 2 使用者は、教員住宅の共有部分の蛍光灯等の消耗その他の破損を確認した場合は、理事長に報告するものとする。
- 3 使用者は、廊下、中庭、教員住宅の周辺道路その他の教員住宅の共有部分の清掃及び美化に努めるものとする。
- 4 使用者は、使用上の不注意により備付けの備品を破損した場合は、使用者の負担で修繕する。
- 5 教員住宅内の消耗品の破損等による交換及び修理は、使用者の負担で行うものとする。
- 6 教員住宅の屋根の雪下ろし並びに駐車場及び生活用道路の除排雪は、使用者が行うこととする。
- 7 使用者は、1箇月以上当該使用者の教員住宅を使用しないときは、教員住宅長期外泊報告書（様式第3号）により理事長に報告するものとする。

使用者の負担事項（第7条関係）

- 1 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。
 - (1) 電気、ガス及び上下水道の使用料
 - (2) 教員住宅の破損修理費用で軽微なものその他管理に要する軽微な費用
- 2 前項に規定する軽微な費用とは、概ね次のものをいう。
 - (1) 畳表、畳床、障子、襖又はガラスの破損に係る費用
 - (2) 水洗便所の故障の修理に係る費用で自己の責めに帰するもの
 - (3) 水栓、電気スイッチ、ドアの取手その他小規模な修理に係る費用

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

所 属
職氏名 _____ 印

教 員 住 宅 長 期 外 泊 報 告 書

下記のとおり教員住宅を空けますので報告します。

1 教員住宅の番号	
2 長期外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 理 由	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

所 属
職氏名 _____ 印

教 員 住 宅 退 去 届

下記のとおり教員住宅を退去したいのでお届けします。

記

1 教員住宅の番号	
2 退去の理由及び発生年月日	
3 退去予定年月日	
4 退 去 先	